

「ライドシェア」の慎重な検討と安心・安全で快適・便利なタクシー利用に関する  
意見書の提出について

「ライドシェア」の慎重な検討と安心・安全で快適・便利なタクシー利用に関する意見書を  
次のとおり提出する。

平成29年11月2日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか33名  
( 自民党市議団, 公明党市議団,  
無所属(鳩), 無所属(鮎), 無所属(やま) )

平成 年 月 日

衆議院議長, 参議院議長, 内閣総理大臣,  
総務大臣, 国土交通大臣,  
内閣府特命担当大臣(規制改革) 宛て

京都市会議長 名

「ライドシェア」の慎重な検討と安心・安全で快適・便利なタクシー利用  
に関する意見書

タクシーは、介護や通院、買い物など、地域生活に欠かせないドア・ツー・ドアの公共交通機関であり、市民や観光客の安心・安全で快適・便利な交通機関として、日常生活や地域の経済活動を支える役割を担っている。さらに、少子長寿社会が急速に進展する中、身近な交通機関であるタクシーは、高齢者、移動に制約のある方、妊産婦や子どもなどへの対応やタクシーの特性をいかした防犯や防災等の取組を通じた地域社会への貢献など、社会ニーズに的確に対応することがこれまで以上に期待されている。

そのような中、平成28年7月に政府は、ITの革新的発展を基盤とした遊休資産等の活用による新たな経済活動である「シェアリングエコノミー」の健全な発展に向け、民間団体等による自主的なルールの整備をはじめとした必要な措置の検討に資するため、「シェアリングエコノミー検討会議」を設置した。そして、同会議において「ライドシェア」といわれる自家用自動車を用いて有償で運送を行うサービスについても議題とし、同年11月に中間報告が取りまとめられた。また、規制改革推進会議においても「需給の構造変化を踏まえた移動・輸送サービス活性化のための環境整備」をテーマに、「ライドシェア」の導入に向けた議論を進めている。

しかしながら、「ライドシェア」については、国会の審議において、道路運送法に抵触するタクシー類似行為（白タク行為）に該当するとの指摘や、運行管理や車両整備等について、責任を負う主体を置かず、自家用自動車のドライバーのみが運送責任を負う形態であるため、安全の確保や利用者の保護等の観点から大きな問題がある旨の指摘がなされており、「ライドシェア」の容認に向けた規制緩和については、極めて慎重な検討が必要とされている。

よって国におかれては、下記の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 市民の安心・安全に大きな懸念のある「ライドシェア」の検討については、極めて慎重に対応すること。
- 2 公共交通の役割を担っているタクシーが、より安心・安全で快適・便利な交通機関として利用することができるよう、必要な諸施策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。